

地域未来投資促進税制

地域の強み（産業集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報等）を活かした先進的な事業について、設備投資をした場合、課税の特例の対象となる。

新たな法的枠組みにおける支援スキーム

地域経済牽引事業計画

(承認のポイント)

- ・都道府県の策定する基本計画に合致していること
- ・地域経済に対して高い波及効果があること

(主な支援措置)

課税の特例、金融支援、専門的アドバイス、規制特例

課税の特例措置

(承認の要件) ※1

- **先進性を有すること**

※上記承認要件の他に、

- ①総投資額が2,000万円以上であること
- ②前年度の減価償却費の10%を超える投資額であること
(地方自治体が事業者として参画する場合を除く。)
- ③対象事業の売上高伸び率 (%)
≥ 過去5事業年度の対象事業に係る市場規模の伸び率 (%) + 5%
かつ対象事業の売上高伸び率 (%) がゼロを上回ることを満たすことが必要

都道府県
承認

国
確認

課税の特例の対象・内容

承認された事業計画に基づいて行う設備投資に係る減税措置を講じる

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置	40%	4%
器具備品	40%	4%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

- ※対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は100億円が限度
- ※特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができる。
- ※税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となる。

※1 生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域を除く